

広島県告示第二百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十一年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

西側地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成四年三月三十日広島県告示第四百四十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線及び標柱一号と三号を告示で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱七号と同一とし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱六号と七号を結んだ線に存するものとし、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱七号と八号を結んだ線に存するものとする。

安芸郡	市・区		大字		字	地番	標柱番号
	坂町			西側		四五八九番	標柱一号、二号及び三号